

「奥多摩ベースキャンプ」管理及び利用規程

制定 2015年 3月 17日
改正 2016年 2月 16日
改正 2019年 4月 16日
改正 2019年 6月 18日
改正 2022年 11月 15日
改正 2023年 12月 19日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳会東京多摩支部（以下「本支部」という。）が、山岳環境の保全、登山の研鑽、会員相互の懇親及び地域との交流等を目的として賃借する奥多摩ベースキャンプ（以下「奥多摩 BC」という。）の管理、運営及び利用に関し必要な事項を定める。

(管理)

第2条 奥多摩 BC の管理は、次のとおりとする。

- (1) 管理責任者は、本支部支部長（以下「支部長」という。）とし、幹事会の決議によって設置された奥多摩 BC 運営委員会が統括する。
- (2) 奥多摩 BC 運営委員会は、奥多摩 BC の管理及び運営にあたることを目的とし、その構成は幹事会において選任された委員長及び委員長より選任された委員とする。

(鍵の管理)

第3条 奥多摩 BC の鍵は、キーボックスに保管する。利用者には、具体的に鍵の受取方法を知らせる。鍵の授受に関する詳細ルールは、別に定める

(利用者)

第4条 奥多摩 BC の利用者は、本支部会員、準会員、支部友、日本山岳会会員及び準会員（以下「会員等という。）」、団体加盟の会員、会員等が同伴した非会員及び会員等の紹介があり担当幹事又は奥多摩 BC 運営委員会が認めた非会員とする。非会員に万一不都合なことがあった場合、同伴者、又は紹介者はその責を負うものとする。

(利用料金)

第5条 奥多摩 BC の管理及び運営費に充てるため、利用者から次のとおりの利用料金を徴収する。

(1) 一泊素泊まり料金

- | | |
|----------------------------------|--|
| (a) 会員等 | 夏季期間（4月1日～10月31日）1,000円
冬季期間（11月1日～3月31日）1,200円 |
| (b) 会員等に準ずる者（会員等の家族、
団体加盟の会員） | 同上 |

- | | |
|------------------------|--|
| (c) 非会員（上記(a)～(b)以外の者） | 夏季期間（4月1日～10月31日）1,300円
冬季期間（11月1日～3月31日）1,500円 |
| (d) 小学生以下の者 | 無料 |
- (2) 宿泊なしの一時利用 300円
- (3) 料金の支払いは備え付けの集金箱に入れる。

(炊事)

第6条 炊事は利用者が行うものとする。

(利用申込み方法)

第7条 利用申込み方法は、次のとおりとする。

- (1) 申込先は、奥多摩BC運営委員会とする。申込み時には、氏名、会員No、宿泊日、人数、到着時間等を伝える。
- (2) 非会員が直接申込みことはできない。

(利用者の遵守義務、及び注意事項)

第8条 利用者は、この規程を理解し、奥多摩BC運営委員会の指示に従って奥多摩BCの建物及び施設の維持に努め、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 一般の宿泊施設とは異なり、すべてセルフサービスとする。
- (2) 館内は全館禁煙とする。
- (3) 使用した寝具、器具等は、所定の場所に戻す。
- (4) 炊事、食事の後片付けは勿論、使用した部屋の清掃も利用者が行う。
- (5) ゴミは全て持ち帰る。また、持参した調味料、食材等も全て持ち帰る。
- (6) 鍵は、必ず、所定の場所に返却する。
- (7) 深夜までの飲酒、深夜の出入り等の近隣住民に迷惑となる行為は慎むこと。
- (8) 利用者の故意、又は過失により、奥多摩BC及びその設備、備品等を汚染・破損・滅失させた場合、速やかに奥多摩BC運営委員会に報告するものとし、修理・交換等にかかる費用を全額賠償する責任を負う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、幹事会で審議し、議決して行う。

附則

- この規程は2015年4月1日より施行する
この規程は2016年2月16日より施行する。
この規程は2019年4月16日より施行する。
この規程は2019年6月18日より施行する。
この規程は2022年11月15日より施行する。
この規程は2024年1月1日より施行する。

(規程管理責任者：奥多摩BC運営委員会委員長)